

千葉市男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 育児休業制度を利用する男性労働者を雇用する中小企業等の事業主（以下「事業主」という。）及び育児休業を取得した男性労働者に対し、奨励金を支給することにより、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すとともに、男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図ることを目的とし、千葉市男性の育児休業取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 育児休業 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」及び事業主において就業規則、労働協約等に定めるところにより、その子を養育するための休業・休暇制度をいう。
- (2) 労働者 労働基準法第9条に規定する労働者をいう。
- (3) 中小企業等 申請年度の4月1日時点で、常時雇用する労働者が100人以下の法人及び個人事業者をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象事業主は、次の各号のすべてに該当する事業主とする。

- (1) 千葉市内に本店又は支店を有すること
- (2) 雇用保険の適用事業主であること
- (3) 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
- (4) 市やマスメディアの取材等広報に協力すること
- (5) 市税の未納付がないこと
- (6) 第4条に規定する男性の育児休業取得者を雇用していること

(対象となる男性の育児休業取得者)

第4条 奨励金の対象となる男性の育児休業取得者は、第3条に規定する事業主に雇用され、かつ次の各号のすべてに該当する男性労働者とする。

- (1) 申請年度の4月1日時点で千葉市在住の男性労働者であること、又は申請年度中に千葉市に転入した男性労働者であって、本奨励金の支給を目的とする転入でないことが明らかであるもの。
- (2) 千葉市内の事業所に勤務する男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して30日以上の育児休業を取得したこと
- (3) 市やマスメディアの取材等広報に協力するよう努めること
- (4) 市税の未納付がないこと

(奨励金の支給)

第5条 当該年度の奨励金の支給額は事業主に対しては男性育児休業取得者1人につき15万円、育児休業を取得した男性労働者に対しては5万円とする。ただし、1事業主につき男性の育児休業取得者3名まで支給するものとする。

(申請及び実績報告)

第6条 奨励金の支給を受けようとする事業主及び男性労働者は、対象となった男性労働者が職場復帰した日から起算して3か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、奨励金支給申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し

- (2) 雇用保険適用事業所設置届けの写し等、雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
- (3) 対象となる男性労働者が千葉市在住であること及び育児休業に係る子との関係を証明できる書類の写し(運転免許証及び母子健康手帳、又はこれらに準ずる書類)
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第3項に基づく一般事業主行動計画を策定している場合はその写し
- (5) 対象となる男性労働者の雇用保険被保険者証の写し
- (6) 対象となる男性労働者の育児休業決定通知等、育児休業期間の確認が出来る書類の写し
- (7) 誓約書(別記様式第5号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(支給対象外となる者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は受給することができない。

- (1) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 国、又は千葉市以外の地方公共団体で実施する本奨励金と同様の趣旨で支給される奨励金等の申請(予定含む)又は受給する者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

(支給及び不支給の決定通知)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で支給の適否を決定し、その旨を申請者へ奨励金支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により通知するとともに、適正と認められた申請者に対して、奨励金を支給するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、第6条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により、奨励金の支給を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に対し通知するものとする。

(奨励金の支給決定の取り消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が、虚偽その他不正な手段により奨励金の支給決定を受けたときは、奨励金支給決定取消通知書(別記様式第3号)により支給決定を取り消し、又は既に支給した場合は、奨励金返還命令書(別記様式第4号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 奨励金は、予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が第3条及び第4条に規定する要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付する贈与契約である。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月20日から施行し、改正後の第3条及び第6条の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

申請者(事業主) 所在地

名称

代表者職・氏名

印

申請者(男性労働者) 自宅住所

職・ふりがな氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

奨励金支給申請書兼実績報告書

育児休業取得促進奨励金の支給を受けたいので、千葉市男性の育児休業取得促進奨励金支給要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 奨励金申請額 金200,000円(事業主150,000円、男性労働者50,000円)

2 奨励金の支給に係る事項

(1) 事 業 主 記 載 欄	①企業の概要	企業名			
		設立年月日			
		業種			
		常時雇用する労働者数	人(うち男性)	人(女性)	人
		育児休業取得の 男性労働者を 雇用する事業所	所在地 名称 常時雇用する労働者数	人(うち男性)	人(女性)
	②男性労働者育児休業 取得状況	子の生年月日			
		育児休業取得期間	日間(年月日から年月日まで)		
		銀行 支店			
	③振込銀行(事業主)	口座の種類 普通・当座・その他	口座番号		
		口座名義(フリガナ)			
所属 電話 Eメール		職名 FAX	氏名		
④事業主担当者					
⑤市税の調査を千葉市が 実施することについて	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません	※同意しない場合は市税の未納付 のないことがわかる書類を添付		
(2) 男 性 労 働 者 記 載 欄	⑥振込銀行(男性労働者)	銀行 支店			
		口座の種類 普通・当座・その他	口座番号		
		口座名義(フリガナ)			
⑦市税の調査を千葉市が 実施することについて	<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません	※同意しない場合は市税の未納付 のないことがわかる書類を添付		
⑧添付書類(事業主)	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 雇用保険適用事業所設置届の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証の写し <input type="checkbox"/> 育児休業に関する就業規則等の写し <input type="checkbox"/> 出勤簿の写し等、育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの				
⑩添付書類(男性労働者)	<input type="checkbox"/> 千葉市内在住であること及び親子関係を証明できるもの				

年 月 日

様

千葉市長

印

奨励金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった男性の育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり支給（不支給）の決定をしたので通知します。

記

（支給の場合）

1 支給決定額 金200,000円（事業主150,000円、男性労働者50,000円）

（不支給の場合）

1 不支給の理由

(別記様式第3号)

年 月 日

様

千葉市長

印

奨励金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定した男性の育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり支給決定の取消をしたので通知します。

記

1 取消理由

年 月 日

様

千葉市長

印

奨励金返還命令書

年 月 日付け第 号で支給金額の確定した(支給決定を取り消した)男性の育児休業取得促進奨励金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額 金 円
2 返還期限 年 月 日
3 返還理由

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、該当箇所にチェックしてください。

	はい	誓約・同意事項
事業主	<input type="checkbox"/>	1 申請前に本事業の要綱を確認しました。
	<input type="checkbox"/>	2 申請内容に虚偽はありません。
	<input type="checkbox"/>	3 申請時点での廃業予定はありません。
	<input type="checkbox"/>	4 千葉市内に本店、又は支店のいずれかがあり、千葉市内の店を全て市外に移転する予定はありません。
	<input type="checkbox"/>	5 引き続き、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めます。
	<input type="checkbox"/>	6 本奨励金の使途として、育休中の職員の業務支援を担った職員への手当など社内従業員に還元することを検討します。
従業員	<input type="checkbox"/>	1 申請前に本事業の要綱を確認しました。
	<input type="checkbox"/>	2 申請内容に虚偽はありません。
	<input type="checkbox"/>	3 申請時点での職場に復帰しており、退職の予定はありません。
	<input type="checkbox"/>	4 申請時点で千葉市に住民票があり、引き続き居住する予定です。
	<input type="checkbox"/>	5 引き続き、仕事と育児の両立に努めます。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、本奨励金が受けられることにならぬ異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が全責任を負うものとします。

(事業主) 令和 年 月 日 (記入必須)
 (従業員) 令和 年 月 日 (記入必須)

(あて先) 千葉市長

(申請者(事業主))

1 事業所の所在地(申請書の住所)

2 名称(法人名/個人名/屋号)

3 代表者職・氏名 (自署必須)

(申請者(従業員))

1 住所(申請書の住所)

2 氏名 (自署必須)

※申請者欄の記載項目のうち、事業主3(代表者職・氏名)及び従業員2(氏名)については、それぞれの申請者が自署するようお願いします。